

経済評議会とフランス繊維工業

——一九三〇年代経済組織化への一局面——

古 賀 和 文

目 次

はじめに

(一) 経済評議会一九三二年七月七日の会議

(二) 経済評議会における繊維工業の審議

むすび

はじめに

一九二五年のCGT（労働総連合）主導に依る経済評議会（Conseil National Economique）の創設は、一つに「国家へのサンディカリスムの介入」、つまり労働組合と公権力の協力関係を意味した。経済評議会は、その構成の点で、一種の組合フランス（France syndicale）の議会であり、そこに自らの獨創性を有する。即ち、それまで非

公式の役割しか果さなかつた労働組合は、公式の協力次元において法律によつて国家の中枢部に配置されるのである。⁽²⁾そして、その創設は、他方において産業への国家の介入を意味した。それは、第一次大戦後のフランス経済の改革＝組織化・計画化を推進する経済活動調整機関として規定される。⁽³⁾しかも、一九三〇年代の大不況下の諸事件は、フランス革命以来の国民的至上権としての個人主義原理に好意的態度をとる、特に企業経営者の思想的潮流の支配を許さない。その中で、経済評議会は、コルボラチスムの職業代表制をとる方向で強化されることになる。⁽⁴⁾そこで、経済評議会が、自己の成果と意義を評価し、自らの質的拡大を図ろうとする三〇年代初めの象徴的な会議を紹介し、そして特に企業個人主義の執拗性がある繊維工業に対して、経済評議会が如何にコミットしてきたかを検証することにする。

(一) 経済評議会一九三二年七月七日の会議

一九二九年の世界大恐慌が先進資本主義国の中では遅れて発現したフランスは、一九三〇年代にはいり、コルボラチスムとディリジスムという本来的には矛盾する原理を统一的に具現する経済評議会に経済・産業政策決定の實質的役割を重視することになる。それは経済評議会の一九三二年七月七日の会議における国民経済担当國務次官(Sous-Secrétaire d'Etat à l'Economie Nationale)⁽⁶⁾のレーモン・パトゥノートル(Raymond Patenotre)の開會演説および事務局長の報告に如実に表現されている。

まず國務次官は開會演説の初めに、「⁽⁷⁾経済評議会がもたらした効用は、同評議会を組織した行動の適宣性と、同評議会が国の経済リズムを研究・追究するように促した人物の先見の明を証明している」と述べ、第一次大戦後のフランス経済改革に対する資本、労働の両陣営の思惑が交錯する中で、経済評議会の組織に関する一九二五年一月十五日のデクレ(decret)を公布するに至つた首相エリオ(E. Herriot)⁽⁸⁾のイニシヤチヴに賞讃を与えた後、次のよう

に続ける。「経済評議会は、その創設以来、一五回の会期を催したし、そしてその研究は住宅、国民的施設 (Outillage national)、工業の主要業種の状態、などの非常に多様な問題に亘っている。その上、経済評議会は政府の要請に応じて多くの意見を与えた。例えば、それは、失業とその克服可能政策、国民的施設の改善に関する法案、造船業、鉄道新線建設計画の変更、冷蔵設備、そしてより最近では暦法の改革、協調経済行為 (action économique concertée)、経済危機とその原因、国際的大公共事業のような国際的性格の若干の問題に關してである。

経済評議会の諸々の報告書は卓越した資料源であり、非常に優れた示唆を与え続けている。客観性からの多大な配慮をもつて作成されているので、これらの報告書は、幾度も政府に対して、複雑な問題の解決のための貴重な協力をもたらしてきた。⁹⁾

.....

経済評議会は現在、生産の諸条件の研究に専念している。一連の報告は既に出ている。そこで、経済評議会はこの会期中に、諸産業の新しい全体を検討することに着手することになろう。¹⁰⁾

実際、経済評議会が検討の対象とした諸問題は、一九二〇年代後半 (相対的安定期) から三〇年代の大不況への突入というフランスの経済変動 (conjuncture) と産業の実態を歴史的かつ包括的に把握、そしてそれを踏まえた将来の政策指針が提示されていると言える。例えば一九二六年の間、経済評議会が議題にしたのは、国民的施設の問題であり、そして翌年の二月七〜九日の会期において、国民的施設に關して、「輸送手段」「動力」「通信サービス」「国民的施設と農業の発展」「国民的施設と植民地の利用」「この計画の実施を保証するための固有な財源と実現手段」の最初の一連の報告が承認されたのである。¹¹⁾ これらの国民的施設、つまり社会資本の充実¹²⁾ 拡大の提言は、言うまでもなく一九二六年のフランス・フランの事実上の安定化¹²⁾ が図られた以後 (即ち相対的安定の経済的・金融的側面の実現から二〇年代末まで)、不況対策と経済計画の一環として、主として公共事業が対象とする、諸産業、諸

企業に共同性のある施設を「国民的施設」(outillage national) という概念で整理・把握して、それを建設するため
の公共投資のあり方を民間投資と関連させ構想(Ⅱ国家の介入による産業再配置、産業基盤の強化)するものであ
った。ところが、一九三〇年代になると、特にフランスの輸出の急激な落ち込みに象徴的に現われる大不況下では、⁽¹³⁾
経済評議会の研究・政策提言は、従来の国民経済的視点から、極めて世界経済論的視点、即ち世界体制におけるフ
ランス経済の位置づけと展望を行なう傾向を強めていく。例えば、一九三〇年十一月の会期において、「国際連盟に
よってフランス政府に伝達された質問状への回答としての協調経済行為に関する諸報告」が採択されているが、そ
れは労働および資本の側の代表による六報告書を基礎にして集大成されたものであり、その内容で特に興味深い点
は、困難な状況を克服するために国際的次元にまで拡大される経済の組織化が必要とされ、それを実現するための
アンタントを前提とした協調経済行為が国内および国際次元で求められていることである。⁽¹⁴⁾ 同じく、一九三一年の
「経済危機とその原因」に関するCh・リストの報告、⁽¹⁵⁾ 一九三二年の「フランスの国際貿易政策」に関するA・ボワ
サールの報告、⁽¹⁶⁾ 更に一九三五年の「フランスの輸出の危機」に関するフィリップピの報告⁽¹⁷⁾ なども、国際協調の中で
フランス利害を保証しつつ、対外関係の維持・拡大を意図したものである。⁽¹⁸⁾ また、対外関係拡大に関して、フラン
ス本国と植民地との貿易関係を含めた経済諸関係の強化Ⅱ従来の政治的・軍事的ニースからだけでなく経済的ニ
ースからの植民地把握を強調する、一九三四年の「フランスとその植民地との経済関係」に関するG・デイラス
の報告は、⁽¹⁹⁾ フランスの植民地政策の転換を示唆するものとして重要であろう。

さて我々自身、以上のように国務次官の演説の初めの部分にある経済評議会の成果について確認することができ
る。続けて国務次官の演説を聞くことにしよう。「私は経済評議会の報告者の研究を読んで、フランス経済に関して
有益な考察をすることができた。特に私はそこで、生産者にとって国家無して済みますことが不可能であることの証
拠を見出し出した。国家の介入は、彼らによって到る所で且つしばしば矛盾した目的のために求められている。同一

の工業家がより、高い保護関税と同時に自己の生産物の輸出のためにより効果的支援を政府に要求しているのを見るのは日常的でないのか。実は、それは全世界的な政策である。それは、あらゆる国が一致した意思として持っている点でしかない。……。

各産業、各職業は、かくして類似の要求項目を作り上げていて、明らかにお互いが闘争に突入するのである。農業者は輸入禁止の関税の維持によつて、海外の競争者たる大規模生産者の原価よりも高い原価で、自己の生産物を販売できることを欲している。彼らは、反対に、運搬費の実質引下げ、より安価な肥料と機械を要求している。工業者もまた、堅固な関税保護を要求しているが、生活費、賃金率および原価が低落しうるために、農産物価格が引き下げられることを希望しているのである。輸出業者は、農業者と工業者すべてに対して、消失しつつある販路を回復するために生産物の価格を世界と同等水準に復帰させることを要求している。

すべての者が自己の利害に従つて論じており、一つの点を除いて、全く意見の一致を見ない。その一つの点とは、国家への依存である。かくしてレッセ・フェールと自由競争の潮流は實際的に放棄されており、国家の介入は、非常にしばしば非難されたとしても、企業経営者の中で最も自由主義的 (*les plus libéraux*) な者がそれを自己の利益のために要求している。」

こうして国際的にも国内的にも利害対立が強化・表面化した段階において、産業側ないしは企業側の方から、とりわけ「自由主義者」の企業経営者から、古典的自由主義の対極としての国家介入が唱導されているという指摘は経済の組織化の主体とあり方を考える上で興味深い。²⁰⁾

では、必然化・客観化されていく国家介入について、それを如何に考えるべきか、危機の時代における国家の役割は如何なるものであるべきかに関して、国務次官自身はどのような見解をもっていたであろうか。「まず経済に対する専制的国家という極論を回避しよう。フランス人は極めて個人主義的であり、自発的にそれを認めることがで

きない。例えフランス人が一つの規律に従うことに同意したとしても、それは機会があり次第、それから免れるという秘密の意図をもってである。それに、外国でのこのシステム実施の経験は、フランス人を執狂させるほどに行なわれていない。原則の宣言の下に多かれ少なかれ仮装した公的救済方式たる、国家の経済的専制 (*dictature économique de l'Etat*) は、少なくとも今のところ、フランスに適用されうとは思われない。

自由経済は現在の困難な時代には、もはや地歩を占めていないのだから、政府にとつて管理経済 (*économie dirigée*) の諸原理を賢明に適用するだけで十分である。その出現に對しかなりの批判があつたこの方式は、正当には何を意味するであろうか。それは何なりとまず、自らの保護を要求する諸利害の間で選択するという国家にとつての義務を含む。その選択は政府行為の本質自身である。それを全く公平に達成するために、国家は可能な限り慎重な態度で臨まなければならない。まず国家は参考資料を集めなければならない。……十分に情報を与えられた国家はその選択を如何にしてするだろうか。言う間でもなく、国家はまず問題の諸利害を一致させる努力をすべし。国家は必要な権限を有している場合、その諸利害を相互的護歩に導き、そしてその間に一つの調和した均衡を保証することができるであろう。しかし、説得によつてだけでは、それに達しえなかつた場合、国家にはその最高の機能にまで上昇し、そして裁定する必要がある。その時、国家による選択は国の主要な利害の正当な評価によつて導かれなければならないであろう。私は物質的利害だけについて語る積りはない。自然経済 (*économie naturelle*) の諸法則の知識と合理的方向への自然経済の發展の配慮が与える判断要因の他に、政府は国の社会状態を大いに考慮しなければならないであろう。」

ここで重要な点は、フランス産業・経済に必要とされている国家介入とは、結果として「營業の自由」や個人主義の死滅を導くような統制経済を誕生させる専制主義ではなく、むしろ可能な限り「營業の自由」と個人主義を保証する管理経済をもたらずディリジスム (*dirigisme*) であつた。しかし国家は利害の調整作業を行なう場合に、そ

の最高の機能、裁定するという機能を及ぼす必要性があることも併せて主張されていることは注目すべき点である。というのは經濟評議會の権限を定めた一九二五年一月二十五日のデクレの段階にはなく、一九三六年三月二十一日の法律⁽²¹⁾によつて新たに經濟評議會の権限に付加されるのが、國民經濟の諸利害、經濟紛争を裁定することができるということであるからである。ここに、われわれは、短命に終るエリオ内閣において自ら二〇年代に創設した、國家機關としての經濟評議會を強化しようという意図を明白に看取することができる。しかも、一九三〇年代に世界經濟がブロック化・保護主義拡大化に進む中においてこそ、利害の調整と調和ある均衡を國際的次元にまで達成し、國家機能としての裁定の役割が重要視されるべきだと論は展開する。

「平時の大きな闘い、即ち原価闘争は、直ぐには野戦で行なわれなければならないであろう。今日、人が主張するように過去の遺物だけでなくて、現在の文明の保護者でもある塹壕や障壁に守られて、その闘いは行なわれているし、そして永くなお行なわれるであろう。

アメリカ合衆国を見よ。自らを取り囲んだ関税障壁は、アメリカ人労働者の高賃金を防衛する以外の目的をもっていない。より、正当な関心事はない。その合衆国の政策は、世界の經濟的・精神的相互依存と連帯のより、活性化された意識によつて緩和されるとしても、変えることはないであろう。……フランスから出ること無しで、フランスで誰が農業者のための極めて多くの配慮を政府のせいに行うことができるか。保護無しに放任されたならば、フランスの農民はどうなるのであろうか。彼らはカナダの農業者、アルゼンチンやオーストラリアの牧畜業者、ロシアの伐採夫に対して何をするのできようか。フランスの耕地は直ぐに砂漠化し、農民は都市に流れ込み失業者の大群を肥大化することになる。そして工業者は、もはやその確かで堅固な顧客の喪失を嘆くしかないであろう。人為的經濟 (economies artificielles) の時代は終りを告げたところではないことを分らなければならぬ。少なくとも人間性のある豊かな理由なしに、人為的經濟を維持してはならないし、そして忍耐強い教育によつて、集團

のための負担では決してない規則的且つ正常な利益の方に生産者を向けなければならない。この裁定の役割を若干の具体的事例の中で今や果すことが政府に求められている。とりわけ政府は輸入割当政策と呼ばれたものにおいてそれを果している。一時的防衛措置たる輸入割当制はフランスの農業者に、例外的な程に高い購買力の魅力によってフランス国内市場に引きつけられる外国製品の侵入によって破壊されないという顕著な効用を与えた。しかし、輸入割当制は政策ではなくて、一つの便法であり、危機が弱まれば直ぐに放棄されなければならないであろう。今や、政府は、その数を減じ、その悪用を正すことに関心をもち、そして、首尾一貫した安定的関税政策に出来るだけ急いで代替する努力をしている。」

こうして、国家による産業（特に農業）保護の国際環境から生じる必要性を認めながらも、その保護の極端化は、特定の社会的カテゴリーの特権に結果し、国内における経済的・社会的利害の対立を招来し、更には国際協調を破壊することで寧ろフランスの国際的地位を危うくすると考えられたのである。かかる上での裁定の作業はフランスの国益にとつて重要なものであるとともに、極めて微妙で困難な過程でもあつたと推察されうる。実際、国務次官が裁定の問題事例として挙げた輸入割当制についても、この経済評議会の会期以降の経済の基礎過程（不況の深刻化）との関連で、その適用とあり方は、国務次官が強調するように、フランスは国際協調を尊重し、そして今後も尊重すべきだという証在には必ずしも言えなくなる。すなわち、一九三二年以来フランスで急成長するこの新しい保護様式は、適用生産物の農産物から工業製品、工業原料への普遍化を含む多数の商品へのこのシステムの適用、適用の組織化・統一化のための諸措置の導入、そしてとりわけ輸入割当制自体の通商協定の交渉道具としての利用という、特徴を示していく。本来、輸入量を制限するこの制度は、関税収入を制限する傾向をもち、他方で、輸入許可の有資格者に与えられる排他的輸入特権によつて、多大な追加利益の機会が生じうる。経済評議会は一九三二年十一月の会期中に、A・ボワサールの「フランスの国際貿易政策」に関する報告に基づいて、割当生産物の輸入

許可の所持者に賦課する税（許可税 *taxes de licences*）の創設を称讚した。この税の原理は一九三三年二月二十八日の法律の第五六条によって確立されたのである。これは、輸入生産物の原価を引上げることによって、関税引上げの役を演じる結果、その創設を支配した税制上の動機にも拘らず、保護的性格を示すことを止めない。そして一九三四年の初めに外国貿易により、著しい相互性の性格を与え、それによって輸出生産物、輸出産業の販路を拡大するために、通商交渉の際に輸入割当制を利用するための諸試みが行なわれる。それを使う積りで、輸入割当品目の大部分は、その総量の二五％に戻し、その超過分はフランス製品に供与される便宜の代りにしか割当てられなかった。しかしながら、この「ギブアンドテーク」(domant-donnant) 政策は、フランスのような国にとって困難な実践を伴った。なぜなら、フランスは、その輸出の $\frac{1}{4}$ しか占めない海外の諸外国から、その輸入の半分を表わす必要な工業原料を購入し、そして輸出の残りの $\frac{3}{4}$ をフランスにかなり類似した経済構造をもつ諸国に仕向けているからである。更に、諸外国は、それ以前には全部的に利益を受けていた割当の部分的承認を重要な譲歩として考えることを拒否したのであり、その結果、一九三四年と三五年に締結された協定によつては、輸入諸国の大部分は、その旧来の水準での輸入割当の回復を獲得した。かくして輸入割当の一部の暫定的停止は、殆んど、困難が起つた場合に緊急の適用という一つの報復手段でしかない。²³⁾ こうして輸入割当制の展開は、一九三二年七月七日の國務次官の演説の内容とは逆に、拡大化し、フランス保護貿易主義の根幹になっていく。しかし、この事態は、諸外国における世界恐慌への抵抗と一九三〇年代半ばにおけるフランス資本主義の構造的脆弱性の露呈——國際競争力の弱体性による對外貿易の打撃という客観状況の中において必然化される国家介入の結果と言えるであらう。

実は、一九三二年の時点において既に國務次官の演説の中にも、フランス産業・經濟の國際競争力自体の強化とそのためだけの制度的枠組みとしての經濟評議會の必要性が改めて説かれる。「政府は国内価格をその以前の水準に維持することだけで満足することはできない。首相自身が言つたように、国内における生活費の引下げを追求すると同

時に世界市場において対外競争との闘いを維持しなければならぬであろう。政府は、この二つの義務を免れる積りはない。生活費の低廉化は確かに非常に困難である。ここでなご分別のある行動をしなければならぬ。

国家は自らの責務である多様な社会・経済利害の間の均衡を維持できなくてはならない。国家は無秩序なデフレーションによって、価格を圧縮して、あるカテゴリーの市民の購買力を不当に減じる危険を冒すことはできない。用意周到で協調的政策が必要とされるのである。工業経営者、商人、農業者、あらゆる種類の労働者、消費者は、同程度に国家の配慮を受ける権利がある。……デクレによって経済評議會を創立した人は、それをして国の経済諸力の必要な組織化に寄与することを望んだ。彼はフランスの諸制度の枠の中にその諸力を導入した。しかし彼は、それによってその諸力を緊縛し、そしてそれに関係する諸問題の解決の探究において同じ資格で職業団体 (*groupements professionnels*) を国家と取替える積りはなかった。つまり彼は、単に権力の責任機構に直接それらを加えることなく、全体利益 (*interet general*) のために、そのイニシヤチヴを喚起し、その協力を確保することを切望したのである。」

こうして首相エリオの代行として経済評議會の議長を務める国民経済担当國務次官は、評議會創設から七年間の業績を好意的に評価し、その将来を期待をもって展望したのであった。この演説を受ける形で、経済評議會の事務局長は、開会報告²⁴⁾を行なう。彼は首相エリオの一九二五年における経済評議會創始者としての役割を称えた後、次のように述べている。「その時以来、七年が過ぎた。そして経済評議會は、この間、絶えざる研究に専念してきた。それは当面の諸問題に傾倒してきたし、そのうちの大部分について広範な調査を実施したのである。そこで、その審議から我国の経済政策を成功裡に導くことができる一般的指示 (*directives generales*) を引き出すことが可能である。

ところで最初の何年間では、当機関は自分の進路を探究した。そこに代表を送る諸団体はなお少しも共同して働

くことに慣れていなかった。すなわち誕生したばかりの組織に定められているであろう運命に対しある不安が存続していたし、そしてその将来に対する懐疑をいかなる者も殆んど隠していなかった。しかし共同研究は、単に諸関係の誠意性だけでなく、観点の接近をも促した。相互理解・尊重から形成された一つの環境が創造された。そこでは種々の思想は真向から対立し合うが、結論は激しい対立無しで引き出されるのである。

七年間で、我々は五〇部の報告を作成し、議論し、そして採択した。また我々は政府からの一〇回の意見の請求に応え、国連に対する若干の回答を準備した。評議会の一四一名の構成員は、自らの専門的職業に没頭しているにも拘らず、種々の委員会 (Commissions) の審議に参加することにためらわなかった。その内の二八名は、常任委員会 (Commission Permanente) において、各委員会の見解や結論を調整することに専念した。公務員の身分の中で採用された二〇名の報告者 (Rapporteurs) は、我々の研究の準備と執筆のために、その能力と客観的態度で我々に協力している。こうして各委員会の委員長並びに副委員長は、議論に直接的歩み、正確性、そして客観性を与えることができた。……行動手段はなお十分とは言えないが、積極的・自発的意志と、全体利益に奉仕するという配慮が、結実し始めている成果を実現することを可能にした。」

依然として自由放任主義が支配的な経済評議会創立時には、一方でコルポラチスムの的であり、他方でデイリジスム的であるこの経済活動調整機関に対して、その構成員の意識が統一化されていなかったことが確認されるが、その構成員の行動が経済評議会を通して国の経済政策の統一化に寄与することによって正当化されていたと言える。

(二) 経済評議会における繊維工業の審議

経済評議会は、一九三〇—三一年の主要生産部門の調査に基づいて、一九三一年六月十九—二十日の会期で絹工

業、一九三二年四月五日の会期で綿工業と羊毛工業について検討を加えている。それに織維工業の諸業種における失業を克服する手段に関して意見を表明することを政府に委ねられて、一九三六年五月二十六日の会期に経済評議会はコンセイユ・デタ請願委員 (maître des requêtes au Conseil d'Etat) の I・マルタン (I. Martin) によって提出された報告を検討し、採択したのである。それぞれの審議・研究は、織維工業の各業種の状態に関して非常に完全な指標を含んでいるが、我々は、審議の結果、採択された結論のうち、我々の差し当つての問題関心たる経済の組織化の状況と展望に係わる部分を順に抽出し、分析を加えていくことにする。

一、絹工業

コンセイユ・デタ審議官心得の F・シャルドン (Florian Chardon) によって提出された「フランスにおける絹工業の状態」に関する報告⁽²⁵⁾に基づき、一九三一年十一月二十日の会期に経済評議会は絹工業に対し、以下のような提言を行なっている。

まず絹工業がフランス産業の中で大輸出産業であり、それ故に特に日々拡大する国際競争に対処していくために、生産構造の面で特異な方向性が重要視されている。すなわち「フランス絹工業は固有なものとして自らに属する品質、つまりその生産の多様性と趣味性を主として保持するのに専心しなければならない。フランスは高品質 (qualité supérieure) の織物を供給しなければならないし、リヨン織布業とサン・テチエンヌのリボン製造業は、パリの裁縫業と装飾業と恒常的関係を保ちつつ、型を頻繁に更新し、こうして全世界における流行を指導しなければならない。それ故に、他の全工業と同様に絹工業に負われる合理化努力は、特別の様相を帯びる。もし単に原価引下げを目的として、合理化努力が画一品の大量生産に指向することになった場合、それはフランスの生産から、それを特徴づけ最も確かな可能性を構成している高品質性を失なわせることになるであろう。」

では高級品生産というフランスに伝統的な特質を維持しながら、合理化運動は如何なる展開が可能と云うのであろうか。生産技術の面に論は進む。「絹工業は近代技術の必要に適應し、とりわけ紡糸、縞糸および織布の生産設備を改善しなければならぬ。電力普及は家族的工場(ateliers familiaux)の發展を促進した。とりわけ織場(ateliers de tissage)は数年前から繁殖した。企業分散化運動は、アプリオリに非難されるべきでない。というのは、絹工業においては、その運動は生産設備の改善を阻害するようには思われぬし、一般により入念な生産を可能にする。フランス労働者の優秀性が現われる仕上工程(染色、捺染、仕上げ)は特別の注意の対象とならなければならぬ。」F・シャルドンの報告の中では、とくに失業・労働問題との関連で問題視されている家族的な小規模工場の増大さえも、経済評議会は高級品生産という点にその存在理由を見出し出そうとしている。すなわち、生産技術の面での合理化の主軸は、生産設備の改善に言うよりも労働者の資質の維持・適正化にある。そこで労働者の養成・再編が問題とされていく。「フランスの労働者は、自らを眞の芸術家にする流儀と巧みの資質を代々お互いに伝えてきた。つまりフランス絹工業の将来は労働者に依っている。というのは彼らの労働とリヨンの創始者の才能は、当工業が今日なお世界にもつ支配的地位を保持することを可能にする。だからこれらの労働者の生活条件は絶えず改善されなければならない。そして彼らを且つ彼らが生きらせている絹工業に彼らを結合するつながりを緊密にしなければならぬ。

また絹工業において、労働の集団契約の拡大を探索すること、衛生の観点で紡績企業と染色企業をより科学的に整備すること、そして家族的工場における労働の実施を監督し、必要な場合には、それを補完することも可能であると考えられる。」

さて以上の三つの条件——生産構造、生産技術、労働者の養成・再編におけるフランス的なるもの追求——を實際に錯相する国際的連関の中で実現していこうとする場合、市場レヴェルでの調整——産業の組織化が要件となる。

すなわち、経済評議会は最後に次のように語っている。「絹工業は世界恐慌の影響を受けている。数年前からあらゆる国における絹および人絹の生産の上向きの増大が市場に十分な効果を与えた時に消費の減退が生まれていたので、それだけ強く世界恐慌が感じられたのである。恐慌を克服し、人絹の拡大の結果、絹工業に脅威を与え続けるであろう過剰生産のリスクを弱めるためには、何よりもまず生産と消費に関する統計が緊急かつ可能な限り正確に設定されることが重要である。こうした統計は生産のあらゆる組織化努力の不可欠な条件を構成する。

これらの統計の設定を可能とするため、そしてそれから必要な情報を引き出すために、とりわけ人絹に対する絹の利用の調整を保証するためには、企業主層は自らの間に契約やアントラントを殖やすべきである。そして公権力と企業主の協力関係は、全体利益の方向に導かれた共通の政策を、とりわけ植民地生産に関して引き出すために少なからず必要である。」

二、綿工業

一九三二年四月五日の会期において、パリ大学法学部教授W・ウーアリ (William Oualid) によって提出された「国民経済の主要部門の状態——綿工業」に関する報告²⁶を受けて、経済評議会は、フランス綿工業の将来について審議を行ない、三〇年代の産業政策に重要な指針を与えることになる。

綿工業については、それが他の繊維部門以上に過剰生産恐慌の影響を受けているとの認識のもとに、経済評議会が採択した結論において市場問題が重要な地位を占めることになる。それに依れば、販路に関して、その可能性を探究しなければならぬのは、国内市場、植民地市場、それに外国市場の三形態であるが、特に前者二つに主眼が置かれ、まず第一に、フランスの生産者に必要且つ十分と思われる関税保護の現行率を維持してフランス国内市場の支配を保持すべきである。その必要性を説明するフランス綿工業に固有な三つの理由が指摘される。「技術的観点

から、制限ある規模で家族的構造の企業の經濟的・金融的組織、大部分を外国から輸入する生産設備の高価さ、そしてそれ自体によって外国の類似の工業と比較して原価と減価償却費を増加させる関税が課されることがある。更に工場の分散性、港および石炭仕入中心地からの遠距離は原価を引き上げている。

租税上の観点から、フランス工業、特に綿工業の負担は非常に重くなつた。……綿工業は、今日、一九一四年におけるよりも三五倍の租税を支払っているが、フランの価値下落を考慮に入れ、この額を五で割ると、フランス綿工業は戦前よりも六〜七倍の租税を支払っているという結果になる。この事は以下のことに関係している。綿工業はかなり多数の段階を含み、原料は輸入と紡績業への販売の段階を除いて、最終消費者に到達する前に一連の段階を通過する。各取引は、二%の売上税を課されるが、しかるに外国ではこの種の税は存在しないかあるいは、ドイツで最高〇・八五%、ベルギーで一%を越えないような、ずっと低い水準にしか達していない。

最後に社会的観点から、フランスの賃金および労働条件がドイツあるいはイギリスのそれよりも高くないとしても、……逆にフランス国内産業は、他のヨーロッパの織維工業と同様に、極東の織維労働者によって構成された安価な労働力の競争を蒙っている。……しかも、その保護の十分性があると判断されている。というのは、「綿製品の輸入は、万一の場合にはこの保護を国内外の通貨価値の変動と他の經濟状況に適應させることを通じて、一般に殆んど無い」からである。

次に植民地市場について、經濟評議會はフランス植民地市場が綿業生産の二〇〜二一%を占め、この市場の保持の重要性を強調し、その具体的方策として、「植民地、保護領と委任統治領、そして特に販路の重要性のために、現在なおそれから免れているフランス領西アフリカを、本国と統合的関税同化制度下に可能な限り配置すること」を主張する。この主張の社会的背景として、植民地関税制度に関してフランス綿工業の切実な要求があったことが指摘されている。即ち一九二八年四月十三日の法律以来、フランス植民地は、地理的に三グループに分割されていた

が、綿工業の要求事項とは以下の通りである。「一、アルゼリアと同化型の植民地(Colonies types assimilées)——インドシナ、マダガスカル、ガドゥループ島、マルティニック島、レユニオン島——に関しては、万一の場合には違反行為によって緩和される、同化制度(régime de l'assimilation)の維持。二、フランスに対する特惠関税制度下に置かれる植民地あるいは保護領——セネガル、ギニア、チュニジア——に関しては、一九二八年七月二十四日のチュニジア総督のデクレによってフランスとの関税上の同化(assimilation douanière)を実現したチュニジアの改革にならつて、本国の関税率に等しい水準への綿糸・布関税の引上げ。三、門戸開放制度(régime de la porte ouverte)、即ちフランス商品と外国商品に対して同じ関税を徴収する制度下に置かれている領土に関して、ニジェールの仏英協定の廃止とコート・デイボワールとダオメーへの仏領西アフリカの残りの地域に施行されている特惠制度の拡大」を提言した。

さて、このような市場問題に関する提言(保護主義の維持、植民地と本国の関税的・経済的同化推進)は、必然的に生産構造の改革、産業の組織化への提言に結びついていく。そこにおいても又、フランスに伝統的な構造の中で如何にして、国際競争に対処していくための原価引下げが可能なのかを追究されていくのである。「綿工業は、……その結果が既に過剰な生産の新しい供給過多となるであろう合理化と規格化(normalisation)という新規の方法の大量実施と急速な減価償却に適していないことを認めつつ、つまり失業を強いり賃金引上げによってしか強制されない機械化(mécanisation)に対する労働者の嫌悪感を考慮し、そして同じく、多様性が確かにその強さを構成する生産物を規格化する上でフランス綿工業が経過するであろう困難を考慮しつつも、綿工業は、それによって内部市場の均衡と外部市場の拡大が実現されるであろうその組織化における若干の進展を取入れることが可能であろうと考えることは禁じられない。」

このような生産の合理化、規格化、近代化の必要性が、一般論としてフランス綿工業にも存在することが語られ

た後で、一九三〇年代初めのフランス綿工業の実情がそれを可能にするかどうかの判断に論は展開する。「確かに、フランス綿工業の家族的構造、その守旧性、それがル・アーヴル (Le Havre) 市場で見出し出した協力、先例の無い現在の危機に対して銀行や信用に綿工業をあまり従属的に行しないその金融力がある。というのはフランス綿工業は、自らの財産の全部をそれに充てて、現在の危機の金融的結果から相対的に永く回避された状態に自らを置いたし、自らの競争者との連合 (unions) あるいはアンタントに容易に従おうとしない。今日、状況は変化した。先例のない危機は、その期間と出口を決定することが不可能な程に、世界の産業に襲い掛り、織維工業は特にその影響を受けている。かつて以上に頻繁な銀行企業の協力は、信用の利用と、多くの場合、途方もない相場での先物買ひの結果、企業家を微妙な立場に置いた。生産設備は、無分別に拡大したが、しかるに既に經濟の減速が現われていた。」かかる実情把握の結果、導き出される組織化の具体的形態はフランス企業經營が伝統的體質をその客觀的經營環境に対応することを迫るものになっている。即ち、「この産業部門において、恐らくより専門化した他の産業部門におけると同様に、地方あるいは全国組織のアンタントを実現する時期が到来したと考えることは誇張とは思われない。それは、その注文が織元 (Fabricant) が再生産しないことを余儀なくされなければならない比較的僅かな量の織物に時折かわる、一部の顧客の要求を制限するためと同様に、一時的に生産を低下させ、半失業が実施されている条件を統一するためである。……要するに、生産の規則化と顧客の嗜好と性向の多様性に両立しうる範囲において生産の型の数の縮小化のためのアンタントによつて原価を引き下げなければならぬ。」

ここで明らかな様に、經濟評議會が一九三〇年代の厳しい國際環境の中に置かれた綿工業に提唱した組織化の具體的形態とは、アンタント体制であった。同時に、評議會は原価引下げの方策としてアンタントを中心に据えながらも、生産の集中化、協同組合形態の共同購入機関の設立あるいは紡績業者および織布業者とル・アーヴルのような原料仕入れ大市場との常に密な協力關係の下での購入のより調整された組織化、生産設備・生産の技術的方法・

労働組織の改善、税負担軽減と鉄道料金体系の新しい調整のための国家予算構造と鉄道事業の財政状況の改善を、その関連策として提示した。

三、羊毛工業

同会期には、羊毛工業についても会計検査院検査官補マルセル・リーブ (Marcel Rives) の報告を受けて、⁽²⁷⁾ 経済評議会は審議を行ない、その結論を採択するに至ったが、その大部分が産業の組織化に関するものであった。この産業の組織化という分析手段で羊毛工業の実態を把握し、それに基づいて行なう提言は、労働の組織化、企業集中による産業の組織化、および企業アンタントによる産業の組織化に体系的に分割されうる。

まず労働の組織化については、「加工羊毛の特有な性質の変化、工業製品の多様性、工業製品に対するモードの季節的変化の絶えざる影響のために、大量生産方法は非常に重要な結果を与えることが可能であるようには見えない。しかしながら、労働の科学的組織化 (organisation scientifique du travail) は、限られた領域において、とりわけ原価分析、部局と再生工場の組織化、商品取扱所の組織化に関して無視されえない進歩を惹起しうる」と判断され、個別企業ないしは工場レベルでの労働の組織化は、羊毛工業の本来的特質自体によつて極めて困難であり、あるいはその存在理由を有していなかったことになる。そこから必然的に産業レベルでの組織化、そのうちまず初めに企業の集中 (concentration des entreprises) の問題が提示される。即ち、「……生産の型の多様性、モードに規定される変動は、大量生産を妨げつつ、中規模の専門化企業の維持を促進し、あらゆる形態のもとでの集中からその有利性の多くを奪うように思われる。しかしながら、これらの考察は主として織布業について有効であり、紡績とりわけ刷毛業にはずっとより少ない割合で適用される。

技術的にかなり多様で消費の変動に不平等に従う諸工業の結合に固有な経営 (direction) の困難、回転資本が羊

毛工業ではあまり急速に更新されないという事實は、一定の範圍において大規模統合企業の形成に障害となりうる。統合企業は、反対に種々の生産段階の間での加工羊製品の運搬費節約、とりわけ仲買手数料と売上税の節約を行なう。現在、統合企業は、全体として分割・専門化が維持され、そしてその種々の業種が最終生産物からより離れていなければならない程、それだけ集中化している羊毛工業の生産諸力の非常に少ない部分しか代表していない。」

要するに、水平的集中にしる垂直的集中にしる、一九三〇年初頭のフランス羊毛工業においては中小規模の孤立した企業と集中企業の間には収益性あるいは原価の点でどちらが有利か判断されない要因が多いことになる。それだけ資本主義の高度化としての企業集中が、企業個人主義に基づく生産の多様性、高級性という旧来の特質を排除しつつ展開できないフランス羊毛工業の実態を表現していると言えよう。それ故に、産業組織化の最後の手段として論理的に導き出されるのが、とりわけ市場レヴェルで機能する企業アントナントの導入である。經濟評議會の結論は、それについては明確である。「企業間のアントナント、同業組合的団体 (groupements corporatifs) は、とりわけ以下の範圍において、その協調行為 (action concertée) を及ぼし、あるいは促進しつつ、羊毛工業のより適切な組織化の方向に重要な結果を得ることができるよう思われる。」

その範圍とは、まず第一に、市場の一般的状況、羊毛工業の進展、生産と消費の動向に関する資料収集サービスの改善である。特に生産設備と消費に関する正確な統計を得ることが望ましいと思われる。適切な統計資料収集という重要な問題の解決は、公権力と、羊毛中央委員会 (comité central de la laine) が設立するフランス羊毛工業全国団体との共同努力から生まれるに違いないと思われる。

第二に、工場に必要な石炭、油、皮革の生産者からの直接共同購入センターによる組織化がある。

第三に、羊毛工業の業種ごとの販売の一般条件の決定が挙げられる。

第四に、種々の販路が示しうる保証に関する情報の組織的交換と輸出信用保険基金の設立による取引のより大き

な安全がある。

そして第五に、繊維資材の標準化 (standardisation) が指摘される。

代りに、生産者のアンタントは、賃相場 (tarif de façon) の場合を除いて、販売価格の協定的決定について、あるいは生産の型の数の、特に織布業における減少についても行使されえないと思われる。」

以上のことから解るように、ここでのアンタントとは、商業上、情報上の生産者の協定であり、個々の企業の「営業の自由」に重大に侵害し、消費者の利益に反する恐れのある製品価格の「公定」とか生産の多様性というフランス羊毛工業の伝統の一律的排除を意味しないと云えるであろう。

四、繊維工業の諸業種の失業

コンセイユ・デタ請願委員 I・マルタン (Ivan Martin) の報告「繊維工業における失業」⁽²⁸⁾ は、一九三〇年代のフランス繊維工業の種々の業種の状態を十分に示唆する内容を含み、それを受けての一九三六年五月二十六日の会期での経済評議会の結論⁽²⁹⁾ は単に繊維工業に対する失業克服のための政策提言に止まらず、フランス産業、経済全体に適用される産業政策、国家と産業 (経済) の関係のあり方を極めて明示的に表明したものになっている。⁽³⁰⁾

まず経済評議会は、フランス繊維工業が他のいかなる生産部門よりも経済不況に起因する購買力の稀少化に左右されやすく、そのモードに対する依存性、企業の分散性そして家族的工場競争をそれを特別の存在条件下に置いている上に、フランス繊維工業は主として殆んど存立を許さないような輸出の急落を蒙っている、という繊維工業に関する状況認識に立って、一般的次元の措置と繊維工業に固有な措置を失業克服のために検討すべきものとして提示したのである。その多岐に亘る政策提言のうち、「産業組織化 (organisation professionnelle) は、生産を消費に適合させつつ、再建の最も効果的で恐らく唯一の確かなファクターとして現われる」という評議会の主張は産業

(「経済」)の組織化にウェイトを置いたものと言える。そこで、その組織化の内容と形態についても整然とした説明が得られる。「それは、事実上、現在の状態を最終的に固定化したり、進歩に対する障害を構成する目的を有してはならない。それは、自由に (*librement*) 締結されるアンタントの方法で実現されることが大いに望ましい。しかし、経験は、繊維工業においては、アンタントを締結すること、特に国家介入なしにそれらを持続させることは非常に困難であることを示している。同じく、繊維工業の各業種に固有であらなければならず、そして同業組織によって練られる、これらのアンタントは、構成員の数と生産手段の点で多数を集めてしまった場合、法的に強制的 (*obligatoire*) なものにされることが認められうる。もし公権力が介入するように導かれた場合、実施の管理 (*contrôle*) を保証すると同時に、生産者と消費者の利害と同様に労働人員の条件と経済全体を保護するための諸措置が準備されることを要求する権利を公権力はもつことになる。」

こうして組織化の具体的な形態としてあるのは、アンタントであり、しかも自由アンタントを原則としており、国家介入がそこに必然化することも認めながらも、生産活動の中に国家の直接行為を導入することには否定的評価が下され、可能な限り産業界の自主的な組織化努力が飽くまでも基本的前提として尊重されたのであった。そこで、経済改革Ⅱ組織化を推進していく際の国家と産業(「経済」)の関係について、経済評議会は、当時、全体として如何に把えていたかが問題となる。

まず繊維工業に関して、輸出志向型の産業に不可避的な援助と同時にこの産業の労働者に必要な救済を与えることを可能にする全体的解決策を検討すべきか否かを問題にした経済評議会は、「若干の工業が、工業家自身が自らに産業活動を調整・改善する規則を課すことなく、その協力者としての労働者がそれから雇用保障と賃金保障を得ることなく、……国家の財政的援助を獲得し、国家予算に重大な犠牲を強いることを検討できるのか」とし、国家が特定産業部門に特別の利益を与えることは異常であり、産業界自身の組織化努力を求めたのである。こうした基本

的認識は、繊維企業が強く要求した輸出免税にも合理的概念として反映される。つまり、「暫定的特質を有し、輸出が新しい飛躍を回復するに従つて、漸減税率を内容とする輸出免税を例外的に認める。この輸出免税授与を受益者たる工業家の生産と販売の組織化のための産業協定 (accords professionnels) の締結に従属させ、かくしてそれを私的イニシヤチヴの調整助成金とする。他方で、それを新規の労働規制、雇用労働者への最低賃金の供与、国家の監督下に機能するこうした措置の全体によつて条件づける」という考えに経済評議会は導かれたのである。しかるに他方で、経済評議会は、これらの組織化のため種々の措置の適用が出会う困難を認めない訳ではなかつた。「これらの多様な措置は繊維工業の全業種において画一的に、そしてこれらの工業が立地する全地域において無差別に適用されえないであろう。これらの措置が是認されるであろうところの産業協定は、本質的に多様な諸状況に適應するために十分に弾力的でなければならぬであろう。……共存的で、あらゆる利害関係者によつて良心的に検討され、体系的・弾力的に適用されるその政策実行は本来、特に試練を受けている繊維工業における危機と失業を和らげることにならう。」

要するに、産業界は公権力によつて与えられるべき保護と奨励という形式で国家の介入を要請していたのに、国家の一機関としての経済評議会は、下からの発意による自主的な産業・経済の組織化（具体的形態としては自由アントラント）を第一義的なものとし、国家介入の経済の組織化における全面的展開を後背に退けた。しかし、更なる国家の介入としての強制アントラントの一形態としての全般アントラント (ententes generalisées) が経済評議会で積極的賛同を得られるのは、第二次大戦前夜の一九三九年においてである。⁽³¹⁾

むすび

当初、労働側の経済改革案の一つとしてあつた経済活動調整機関たる経済評議会は、急進主義者エリオの内閣の

もとで創設されたが、それは原則的には任意の勧告権しかもっていなかった。しかしながら、一九三〇年代の大不況局面において、経済構造改革のための思想的表現としてのディリジスムおよびコルボラチスムが、本来的に矛盾した体系を内在化させながらも、その現実的統一体としての経済評議会を強化していくことになる。すなわち、それは、国民経済に関する諸問題の研究を自主的に企画・実行し、かつそれを通じて国の経済政策の展開と密に連関を保つ体制を整えていく。即ち、この間の政策提言は、フランス国民経済を国際的連関の中で把握しつつ、国内の諸利害を調整、裁定することを前提に不況脱出を図るといふ資本主義的再編の槓杆に帰していく。例えば、繊維工業に対して、その不況脱出策として重要視したのは、産業の組織化であり、しかも、その具体的あり方にフランス的特質が尊重される。つまり、生産の多様化、高級性あるいは地域性というフランスに伝統的なものを出来るだけ残し得るアンタントが組織化の形態として提示され、しかも、アンタントの形成において自由アンタントを基本として、国家介入を求める強制アンタントはその構成員が多数の場合、例えば分散的な多数の企業が存在を擁する繊維工業に必然化されるとした。そして、第二次大戦前夜の一九三九年の経済評議会は、一九三〇年代の組織化の政策過程を象徴する行動をとった。一九三九年三月八日に、自由主義派(Libéraux)の非難的になりながら、経済評議会は経済アンタントに関する結論の草案を公表したが、それは、結局のところ一九三五年に繊維工業界との交渉のもとに国会に提出され、流産に帰したフランダン＝マルシャンドゥ法案(Le Flandin-Marchandean)を再建し、そしてそれぞれ別個のデクレ＝ロワ(dcrets-lois)によって砂糖産業、靴製造業などの若干の産業に例外的に認可されている産業組織化方式(＝強制アンタント)をあらゆる産業に接近可能にする目的で、その法案を一般化し、また同時に労使同数の同業委員会(comités professionnels)の設立による社会問題の解決を計画するものであった。更に、同年三月二十七日に、経済評議会は、フランスの社会・経済団体の主要代表に職業アンタント(entes professionnelles)の効用と様式に関する質問状を送ったが、その回答は、断然コルボラチスム的なものが殺到した

のである。⁽³²⁾ こうして、経済評議会は、第二次大戦前夜に、自由アントントか全般アントントかで後者を選好し、且つアントントの内容(その機関の運営と施行)において同業組合的あり方を基本に据えていこうとするのである。こうした傾向は、第二次大戦によって促進することになるであろう。⁽³³⁾

注(1) 経済評議会の成立経緯および展開については、拙稿「経済評議会 (Conseil National Economique) に関する立法(一九三六年)」『佐賀大学経済論集』第二〇巻二号、一九八七年が簡約的にまとめている。

(2) M. Leroy, *Les Tendances du Pouvoir et de la Liberté au XX^e siècle*, Paris, 1937, pp. 123-4.

(3) R.-F. Kuisel, *Capitalism and the state in modern France*, Cambridge, 1981, pp. 82-83.

(4) Joseph-Barthélemy, *Valeur de la liberté et Adaptation de la République*, Paris, 1935, p. 114.

(5) この点について、筆者は既に生産構造的視点から、一九二〇年代のいわゆる「産業合理化運動」の過程の不明確性＝資本主義的集中、強蓄積の脆弱性がむしろ世界大恐慌の発現を遅らせる要因の一つになったと指摘している。拙著『近代フランス産業の史的分析』学文社、一九八三年第三章および拙稿「フランス繊維企業の合理化——八時間労働法との関連で——」『佐賀大学経済論集』第十八巻三・四合併号、一九八五年。

(6) この行政職は、一九三〇年に「国民経済に責務を負った」内閣総理大臣の職付の主序、Sous-Secrétaire d'Etat à la Présidence du Conseilの誕生に依るものであり、なお、この行政官庁は一九三六年にブルム人民戦線政府によって国民経済省 (Ministère de l'économie nationale) に昇格し、経済行政の統一性の実現とフランス経済計画化を検討することになる。R. Catherine, *L'industrie*, Paris, 1965, pp. 11-12.

(7) *Arch. Nat.*, CE2, *Compte rendu analytique de la session du Conseil National Economique, Séance du 7 juillet 1932*, *Allocation du Sous-Secrétaire d'Etat à l'Economie Nationale*.

(8) 一九二四年五月の総選挙で左派連合 (Cartel des gauches) が勝利した際、「慎重な急進派」と言われるドゥーメルグ (Doumergue) 大統領は、急進党 (parti radical) 党首の E・エリオ (Edouard Herriot) に組閣を委ねる。この第一次エリオ内閣は二五年四月に終るが、二六年七月に短命の第二次内閣が成立する。そして三二年の選挙はエリオを再び内閣総理大臣の地位(六月から三月まで)に復帰させた。その後の内閣でも、大臣職を経験した彼は人民戦線(一九三六年)に、一時的にしろ急進派 (radicaux) の参加をもたらした。以上の E・エリオの時代の政治状況について詳しくは横山信「フランス政治史一八七〇—一九五八」福村出版、一九六八年、第五、六章および *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*, 1983

⑨ Herriot (Edouard) の項目を参照。

(9) われわれ自身も両大戦間期のフランス産業・経済を研究する上で経済評議会において採択された諸報告をはじめ、ノート統計、そして全体会議、常任委員会、職業部局 (sections professionnelles) の議事録などを貴重な史料とすることができ。現在、それらの文書はフランス国立文書館 (Archives Nationales de France) の CE 系列に大多数が、そして F¹⁰、F¹²、F²² 系列に一部が保管されている。これらの諸系列の文書の細目は Arch. Nat., L'Etat des Inventaires de 1937, Paris, 1938 を参照すればよろし。また P.-C. Hartmann, Archives, bibliothèques et centres de documentation à Paris pour l'histoire des XIX^e et XX^e siècles, Paris, 1978 を利用せよ。

(10) 経済評議会は、一九三〇年から三一年にかけて「国民経済の主要産業部門の状態」(La situation des principales branches de l'économie nationale) に関して調査を実施し、三一年六月十九〜二十日の会期において、農業と工業に関する新規の一連の報告を承認したのである。その後の会期においても、この調査に基づいた個別産業部門に関する報告は、その内容、結論を評議会によって審議・検討され、採択されていくことになる。こうした過程を経た報告ないしは結論は、最終的なものとして、一九二五年一月十六日のデクレンの規定に従って「官報」(Journal officiel) において公表される。これらの報告書は Arch. Nat., CE3, F¹⁰2180〜2182, F¹²8792〜8793, F²²316 に保管されている。

(11) Arch. Nat., CE3, Problème de l'outillage national, Première série de Rapports, dans sa session des 7-9 février 1927.
 (12) 村岡ひとみ『フランス・ニューディール』政策に関する一考察『北海道武蔵女子短期大学紀要』第八号、一九七六年、九七一八頁参照。

(13) 一九二〇年代末から三〇年代にかけての貿易構造の変化および輸出急落の諸相については、拙稿「一九二〇年代フランスの貿易構造」『佐賀大学経済論集』第十七巻二号を、そして大不況下の対外経済関係の困難さについては、拙稿「フランス資本主義の国際競争力と対外経済政策」『佐賀大学経済論集』第十八巻一・二合併号、一九八五年を参照。更に菊池孝美「両大戦間期におけるフランスの貿易構造——一九二〇年代を中心に——」『経済学部紀要』(秋田経法大) 第四号、一九八六年も豊富な貿易データを駆使した貴重な論稿である。

(14) Arch. Nat., CE3, Session de Novembre 1930, Rapports sur une action économique concertée en réponse au Questionnaire transmis au gouvernement français par la Société des Nations. なおこの報告書の詳細な分析については、前掲拙著「第四章第二節」を参照されたい。

(15) Arch. Nat., F¹²8802, Rapport de Ch. Rist sur: "La crise économique et ses causes", le 1^{er} juin 1931.

(16) *Arch. Nat.*, F¹²8802, Rapport de A. Boissard sur: "La Politique française des échanges internationaux", le 30 juillet 1932.

(17) *Arch. Nat.*, F¹²8793, Rapport de Filippi sur: "La crise des exportations françaises" le 25 juin 1935.

(18) 勿論この時期に「経済議会は対外経済関係だけを審議・政策提言した訳ではない。三〇年代の重要問題の一つである失業問題（『社会・労働問題』）にも併せて積極的な対応がみられる。一九三三年十一月九日の「失業救済のための若干の大規模公共事業の即時実施」（『Exécution immédiate de certains grands travaux publics en vue de remédier au chômage』）に関する報告を初めとして、二〇年代末から三三年にかけて失業問題一般について四報告が採択されている。拙稿「一九三〇年代フランス繊維工業の失業問題」『佐賀大学経済論集』第十九卷二冊を参照されたい。

(19) *Rapport* présenté par Georges Dayras sur: "Les relations économiques entre la France et ses colonies", le 30 novembre 1934.

(20) 人民戦線期にも大企業の経営者、管理者の中に経済の組織化を説く「新自由主義者」が台頭した、という。長部重康編『現代フランス経済論』有斐閣、一九八三年、三四頁参照。

(21) 本法律の第一章。

(22) 注(16)と同一報告。

(23) *Arch. Nat.*, CE3, Rapport présenté par Rives et Gregh sur: "La protection et les encouragements à donner par les pouvoirs publics aux diverses branches de l'économie nationale", le 17 juillet 1936, pp. 21-23.

(24) *Arch. Nat.*, CE2, l'exposé du secrétaire général du Conseil National Economique, Séance du 7 juillet 1932.

(25) *Arch. Nat.*, CE3, Rapport présenté par F. Chardon sur: "La situation de l'industrie de la soie en France", session des 19 et 20 juin 1931.

(26) *Arch. Nat.*, F¹²8792, Rapport présenté au Conseil National Economique par W. Oualid sur: "La situation des principales branches de l'économie nationale — L'industrie du coton", session du 5 avril 1932.

(27) *Arch. Nat.*, F¹²8792, Rapport présenté au Conseil National Economique par M. Rives sur: "La situation des principales branches de l'économie nationale — L'industrie de la laine", session du 5 avril 1932.

(28) *Arch. Nat.*, CE3, Rapport présenté au Conseil National Economique par I. Martin sur: "Le Chômage dans les industries textiles", session du 26 mai 1936.

- (29) *Arch. Nat.*, CE3, Conclusions adoptées par le Conseil National Economique dans sa session du 26 mai 1936.
- (30) I・マルタンの報告、経済評議会採択の結論(注(28)(29))を基本資料として、一九三〇年代繊維工業の失業問題については、拙稿「一九三〇年代フランス繊維工業の失業問題」が詳細に論じている。そこで、本稿では失業問題自体の再論は不要であろう。
- (31) 同拙稿、一三七―三九頁参照。
- (32) M. Bouvier-Ajan, *La doctrine corporative*, Paris, 1943, pp. 228-9. なおフランタン＝マルシャンドウ法案については、原輝史『フランス資本主義』日本経済評論社、一九八六年、三二六―三三四頁参照。
- (33) 拙稿「ヴィシイ体制下の中小企業」『佐賀大学経済論集』第十九巻四号参照。